### 1. 基本的な対応方針

- ①<u>市内での感染者や感染経路不明が増加するなか、感染力の強い変異株が確認されるなど、</u> <u>急拡大の危機が高まっていることから、</u>強い危機感を持って感染防止に係る厳重警戒体 制を<u>強化</u>する。
- ②特に人の移動が活発になる<u>ゴールデンウイーク期間中(4月29日~5月9日)</u>、感染防止対策を徹底するとともに、<u>緊急事態宣言が発出された東京ほか3府県、宮城県・山形県など</u>感染拡大地域への不要不急の往来は自粛する。
- ③今後の感染動向、国・県の対策等を見ながら、社会経済活動の段階的回復を図る。
- ④市医師会、各医療機関と連携しながら、ワクチンの効率的な接種体制を整備する。
- ⑤地域の総力を結集して乗り越える。

### 2. 福島県新型コロナウイルス重点対策と本市の厳重警戒体制の強化

福島県においては、5月9日まで継続して、クラスターの未然防止にポイント絞った「福島県新型コロナウイルス重点対策」を実施中です。

加えて、これから全国的な人の移動が活発化するゴールデンウイーク期間の新型コロナウイルス感染拡大防止のお願いが出されたところです。

本市においても、医療提供体制については引き続き警戒が必要な状況であり、県と協調 して取り組んでいかなければなりません。

クラスターが連続して発生し、<u>市内での感染力の強い変異株も確認され</u>、感染者<u>や感染</u> 経路不明が拡大傾向にあることから、5月の連休が終了するまでの間、強い危機感を持っ て感染防止対策をさらに徹底する必要があります。

緊急事態宣言が発出された東京や3府県、宮城県・山形県など感染拡大地域への不要不 急の往来は自粛してください。

本市では厳重な警戒体制を<u>強化</u>するとともに、<u>感染防止への意識を1、2段引き上げ、</u> <u>感染防止対策を徹底していただくため、</u>以下の内容について市民の皆さま、事業者の皆さ まにお願いするものです。

### 【市民の皆さまへ特にお願いしたいこと】

- ① 感染リスクが高まる「5つの場面」を意識し慎重な行動をお願いします。特に、
  - ア. マスクなしでの会話は止めてください。
  - イ. つい気が緩む場に注意してください(昼食時、休憩室、更衣室、喫煙室など)。
  - ウ. 大人数で飲食を伴う懇親会や会合は自粛してください〜飲食は、なるべく普段一緒 にいる人と、小人数、短時間でお願いします。
- ② 変異株への対応として、警戒レベルを上げてください。
  - <u>ア. マスクは、不織布などウイルスの飛散・侵入防止効果が高いものを、しっかり着用</u> してください。
  - イ. 手洗い・消毒をこまめに、人と人との間隔も広めにとってください。

- ③ <u>児童・生徒・学生の感染が増えています。学校活動やクラブ活動等での感染防止対策</u> の徹底をお願いします。懇親会など活動後の感染リスクの高い交流は控えてください。
- ④ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は控えてください。
- ⑤ 県外への往来について次の点に注意してください。
  - ア. <u>緊急事態宣言が発出された東京や3府県、</u>宮城県・山形県など感染拡大地域への不要不急の往来(旅行、帰省など)は自粛してください。
  - イ. 上記以外の地域への往来も、慎重に検討してください。
  - ウ、感染リスクを避けることができない場合、往来そのものを控えてください。
- ⑥ ⑤アの地域からの来訪者と接触する場合も、感染防止に細心の注意を払ってください。
- ⑦ <u>体調に異変を感じたら、医療機関に早めに相談・受診してください。PCR 検査を受けた</u> <u>ときは、職場や学校に連絡しましょう。</u>

### 3. クラスター防止対策の強化

- (1) 高齢者施設等での対策強化
  - ・高齢者施設、障がい者施設、児童施設に対し、留意点を示し、対策強化を要請
  - ・高齢者施設への手袋の供給
  - ・高齢者・障がい者(児)施設職員対象の検査相談
  - ・高齢者・障がい者入所施設従事者を対象とした PCR 検査の実施
- (2)飲食店での対策強化
  - ・接待を伴う飲食店を対象とした PCR 検査の実施
  - ・県の認定制度と連携した飲食店の感染防止対策の徹底を支援する取組 (4月26日から飲食店訪問による点検・助言)

### 4. 新型コロナワクチン接種の進め方

4月の供給量は限定的であるため、クラスター防止と重症化予防の観点から、高齢者入 所施設の入所者から接種を開始します。

→詳細は市長メッセージ No. 29 参照

新型コロナワクチン接種スケジュール(令和3年4月時点)



#### 新型コロナワクチン 高齢者への接種

- ●4月19日 高齢者施設で接種開始
  - ●4月23日 一般の高齢者に 接種クーポン券発送
    - ●5月10・11日 接種予約 80歳以上を優先に 受け付け開始
      - ●5月12日 通常の受け付け開始
        - ●5月17日 集団接種スタート 個別接種のシミュレーション実施スタート
          - ●5月24日~ 個別接種の本格化(実施医療機関拡大)

### 5. 市有施設の利用及びイベント等の取扱い

市有施設の利用及びイベントにおける人数制限等については、現在の国・県の基準と同様の基準で、適切に対応することを基本とします。

### (1) 市有施設の利用

今後も感染防止対策を徹底するとともに、施設の利用状況に応じ、適宜制限等を行います。

※利用人数の上限については、下記のイベント等の取扱いを参照

### (2) イベント等の取扱い(6月末まで延長)

業種別ガイドラインの遵守を前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、人数上限については、収容人数1万人超の場合は、収容人数の50%以内とし、収容人数1万人以下の場合は、5千人が上限となります。

また、収容率は50%以内が基本となりますが、大声での歓声・声援等がないクラシック音楽コンサート、演劇等の収容率については、収容人数の100%以内となります。

人数上限と収容率については、どちらか小さい方が限度となります。

### 【イベント開催時の必要な感染防止策】

- ① マスク常時着用の担保
- ② 大声を出さないことの担保
- ③ 手洗、消毒、換気
- ④ 密集の回避(入退場や休憩時間における三密の回避)
- ⑤ 身体的距離の確保
- ⑥ 飲食の制限
- ⑦ 参加者の制限(有症状者の入場防止)
- ⑧ 参加者の把握(感染リスクの拡散防止として、接触確認アプリの利用等)

- ⑨ 演者の行動管理(有症状者は出演・練習を控える)
- ⑩ イベント前後の行動管理(交通機関・飲食店等の分散利用)
- ① ガイドライン遵守の旨の公表
- 6. 市の新型コロナウイルス緊急支援等の実施
- (1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、その実情を踏まえた生活の支援 を行うため、児童扶養手当を受給する世帯や、収入が基準以下に減少している世帯に対 し、生活支援特別給付金を支給します。

① 低所得のひとり親世帯

### 【対象者】

- ア. 令和3年4月分の児童扶養手当受給対象の方(申請不要)
- <u>イ. 年金等を受給していることにより児童扶養手当の支給を受けていない方(申請必</u>要)
- <u>ウ. 新型コロナの影響で家計が急変し、児童扶養手当受給者と同じ水準になっている</u> 方(申請必要)

### 【給付額】

児童1人当たり5万円

- 【支給開始日及び申請受付】
  - ・対象者アの方は4月28日に手当を支給予定
    - ・対象者イ・ウの方は5月上旬から申請受付開始予定
- ② <u>ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯(ふたり親世帯)</u> 現在、国において別途支給方法を検討中のため、制度が決定次第、早期に対応します。
- 7. 〔参考〕福島県新型コロナウイルス重点対策⇒別添資料参照 重点対策期間 4月1日(木)~5月9日(日)
- (1) 県民の皆様へのお願い
  - ①1都3県や宮城県などのまん延防止等重点措置の対象区域及び山形県など感染拡大地域への不要不急の往来はお控えください。
  - ②感染対策が徹底されていない接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店等の利用は 控えるようお願いします。
  - ③感染リスクが高まる「5つの場面」を意識し、慎重な行動をお願いします。
- (2) 施設管理者・事業者の皆様へのお願い
  - ①医療機関、高齢者・障がい(児)者施設 感染防止対策に見落としがないか、改めて確認 高齢者・障がい者(児)施設では、保健師等による訪問チェックを活用
  - ②大学・専門学校

感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起の徹底

③小・中・高等学校等

学習活動や部活動での感染防止対策の再確認・徹底

- ④飲食店等
  - 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底
- (3) 県の対応
  - <上記と併せて実施する対応>
  - ①感染拡大が見られる地域の高齢者・障がい者施設の職員等への PCR 検査
  - ②感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策が確認された店舗に 認定ステッカーを交付
  - <感染が再拡大した場合の対応>
  - ③酒類を提供する飲店等を起点とする感染拡大が見られる地域での、時短要請
  - <u>〔参考〕大型連休期間の新型コロナウイルス感染拡大防止対策のお願い</u>⇒別添資料参照 ゴールデンウイーク期間 4月29日(木・祝)~5月9日(日)
- (1) 県民の皆様へのお願い
  - ①1都3県や宮城県などのまん延防止等重点措置の対象区域及び山形県など感染拡大 地域への不要不急の往来は自粛してください。
  - ②感染拡大地域以外への帰省・旅行、不特定多数が集まる場所(イベント・集客施設等) に行くことについては慎重な検討をお願いします。
  - ③帰省する必要がある場合、帰省までの間、感染リスクが高い場所に行くことを控え、 大人数の会食を控えるなど、高齢者への感染につながらないように注意してください。
  - ④会食する場合には、感染防止対策が徹底されていない接客を伴う飲食店や酒類を提供 する飲食店等の利用、大人数での飲食は控え、家族や少人数で「感染リスクを下げな がら会食を楽しむ工夫」の徹底をお願いします。
- (2)施設管理者・事業者の皆様へのお願い
  - ①飲食店に関連する皆様
    - 業種別ガイドラインを自己点検の上、感染防止策の徹底
  - ②イベント・集客施設(遊園地、観光施設等)・伝統行事(お祭り等)に関連する皆様 参加人数の制限の遵守や入場整理の強化などにより、密集回避・感染防止策を徹底
  - ③大規模小売店・商業施設に関する皆様
    - ゴールデンウイーク中の催物・バーゲンセール等は人数制限、感染防止策を徹底

# 令和3年度福島県新型コロナウイルス重点対策

令和3年3月26日(令和3年4月8日改定) 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

県内では、2月中旬以降、クラスターの発生により感染者が急増し、再び病床がひっ迫しています。このため、<u>5月9日まで継続して</u> クラスターの未然防止にポイントを絞った重点的な対策を行います。

県民の皆さま、事業者の皆さまには、御不便、御苦労をおかけしますが、引き続き、御協力をお願いします。

## 重点対策期間 4月1日(木)~5月9日(日)

## 県民の皆さまへのお願い

- ○地域の感染状況や感染リスクが高まる「5つの場面」を十 分意識し、慎重な行動をお願いします。
- ○緊急事態措置が解除された1都3県を始めまん延防止等重点措置の対象区域(宮城県、大阪府、兵庫県)及び独自の緊急事態宣言中の山形県などの感染拡大地域との不要不急の往来は控えるようお願いします。
- ○感染対策が徹底されていない接待を伴う飲食店、酒類 の提供を行う飲食店等の利用は控えるようお願いします。
- ○**大人数での飲食を伴う歓迎会やお花見は控える**ようお 願いします。

# 施設管理者・事業者の皆さまへのお願い

○医療機関、高齢者・障がい(児)者施設

感染防止対策に見落としがないか、改めて確認をお願いします。

- ・チェックリスト等に基づく自主点検 ・職員一人一人の対策 など 高齢者・障がい者 (児) 施設では、保健師等による訪問チェックの活用を お願いします。
- ○大学・専門学校

**感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起の徹底**を お願いします。(例:大人数での飲み会、感染防止対策が徹底できない サークル活動、感染拡大地域への旅行や帰省など)

○小・中・高等学校等

学習活動や部活動での感染防止対策の再確認と徹底をお願いします。

○飲食店等

業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底をお願いします。

### <上記と併せて実施する対応>

- ○高齢者・障がい(児)者施設で感染拡大が見られる地域については、地域に所在する施設職員等にPCR検査を実施します。
- ○感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に対し認定ステッカーを交付します。(「ふくしま感染防止 対策認定店」制度)
- 〈感染の再拡大が見られた場合の対応〉
  - ○酒類を提供する飲食店等を起点とする感染拡大が見られる地域については、特措法に基づく営業時間の短縮要請を検討します。

県の 対応

# 大型連休期間の新型コロナウイルス感染拡大防止対策のお願い

令和3年4月22日施行 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

全国的に感染拡大が続き、予断を許さない状況にあります。県内においても、4月には1日当たり過去最多となる53名の新規感染者数を記録するなど感染が拡大しており、病床利用率も高い水準で推移しております。

これから全国的な人の移動が活発化するゴールデンウィークを迎える中、今後の感染拡大が非常に懸念されます。

県民の皆さま、施設管理者・事業者の皆さまには、ゴールデンウィーク期間、以下の感染拡大防止対策を徹底していただきますようお願いします。

# ゴールデンウィーク期間 : 4月29日(木・祝) ~ 5月9日(日)

# 県民の皆さまへのお願い

- ○宮城県や首都圏を始めとしたまん延防止等重点措置が適用された地域及び独自 の緊急事態宣言中の山形県などの感染拡大地域との不要不急の往来は控えるよ うお願いします。
- ○感染拡大地域以外への**帰省・旅行、不特定多数が集まる場(イベント・集客施設等) に行くことについては慎重な検討**をお願いします。 (特に発熱等の症状がある方などは厳に控えてください)
- ○どうしても帰省する必要がある場合は、帰省までの間、感染リスクが高い場所に 行くことを控え、大人数の会食を控えるなど、高齢者への感染につながらないように注意をお願いします。
- ○会食する場合には、感染防止対策が徹底されていない接待を伴う飲食店や酒類を提供する飲食店等の利用、大人数での飲食は控え、家族や少人数で「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫(※)」の徹底をお願いします。
- (※) ①少人数・短時間で。
  - ③深酒・はしご酒などは控え、適度な酒量で。
  - ⑤座席の配置は斜め向かいに。
  - ⑦マスクができない飲食中は会話を控える。
  - ®ステッカーの掲示があるなど感染対策がしっかりしている店舗を利用する。

②なるべく普段一緒にいる人と。

④箸やコップは使いまわさず、一人一人で。

⑥体調が悪い人は参加しない。

施設管理者・事業者の皆さまへのお願い

## 飲食店に関連する皆さま

○業種別ガイドラインを自己点検の上、感染防止策の 徹底をお願いします。

イベント・集客施設(遊園地・観光施設等)・ 伝統行事(お祭り等)に関連する皆さま

○参加人数の制限の遵守や入場整理の強化などにより、 密集回避・感染防止策の徹底をお願いします。

### 大規模小売店・商業施設に関する皆さま

○ゴールデンウィーク中の催物・バーゲンセール等は 人数制限等、感染防止策の徹底をお願いします。